

江府町告示第 14 号

江府町定期予防接種実施要綱の改正をここに公布する。

令和 8 年 3 月 16 日

江府町長 白石 祐治

江府町定期予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

江府町定期予防接種実施要綱（令和6年9月1日江府町告示第54号）の一部を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(接種料)</p> <p>第7条 定期接種の料金は、鳥取県西部町村会と鳥取県西部医師会との契約等に基づき、協力医療機関と協議し定めるものとする。</p> <p>2 B類疾病に係る定期接種の被接種者は、前項に規定する料金のうち、次の各号に掲げる額を協力医療機関に支払うものとする。</p> <p>(1) 政令第3条第1項の表に規定するインフルエンザ 1,000円</p> <p>(2) 政令第3条第1項の表に規定する肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) 3,000円</p> <p>(3) 政令第3条第1項の表に規定する新型コロナウイルス感染症 4,500円(ただし、住民税非課税世帯の者は1,600円)</p> <p>(4) 政令第3条第1項の表に規定する帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン) 3,000円</p> <p>(5) 政令第3条第1項の表に規定する帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン) 5,000円</p>	<p>(接種料)</p> <p>第7条 定期接種の料金は、鳥取県西部町村会と鳥取県西部医師会との契約等に基づき、協力医療機関と協議し定めるものとする。</p> <p>2 B類疾病に係る定期接種の被接種者は、前項に規定する料金のうち、次の各号に掲げる額を協力医療機関に支払うものとする。</p> <p>(1) 政令第3条第1項の表に規定するインフルエンザ 1,000円</p> <p>(2) 政令第3条第1項の表に規定する肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) 3,000円</p> <p>(3) 政令第3条第1項の表に規定する新型コロナウイルス感染症 4,000円(ただし、住民税非課税世帯の者は1,500円)</p> <p>(4) 政令第3条第1項の表に規定する帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン) 3,000円</p> <p>(5) 政令第3条第1項の表に規定する帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン) 5,000円</p>

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。